

平成31年度私立学校関係税制改正に関する要望

平成30年7月31日
全私学連合

【要望の趣旨】

平成31年度私立学校関係税制改正に関する要望に当たっては、政府・与党の税制に関する審議過程において、ここ数年にわたり実現に至っていない項目を中心に要望する。

このうち、特に、リカレント教育の充実、私立学校の学生等の経済的負担軽減、教育研究推進に向けた環境整備、寄附文化醸成のための寄附者利便性向上によるインセンティブの付与、消費税率の引き上げに関する優遇措置等を要望する。

【要望項目】

1. 教育費に係る経済的負担軽減のための措置の創設・拡充

- ① 教育資金贈与信託に係る贈与税の非課税措置の拡充並びに恒久化
- ② 社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置の創設
- ③ 教育費の所得控除制度の創設
- ④ 教育費の負担軽減のための扶養控除の拡充

国民一人ひとりがその生涯において何度も学ぶことができ、再チャレンジの機会を持てる「学び続ける社会」の基盤を強化するためには、高等教育への政策的な財政投資が必要である。

平成25年度税制改正において創設された教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、「受贈者が30歳に達したこと」をもって教育資金口座に係る契約が終了することとされているが、例えば博士課程への入学者のうち、約3割が30代であり、博士課程に在籍する社会人学生も増え続けている状況である。そのため、教育機会の充実、博士課程をはじめとする人材育成の重要性及びリカレント教育の推進の観点から、当該年齢制限を撤廃すること、直系尊属（祖父母等）以外から贈与を受けた場合にも贈与税非課税措置の対象とすることなどの条件の見直しとともに、学生等の教育資金を確保し、現役世代の教育負担の軽減を一層図ることを目的に、同特例措置の適用期限（平成31年3月末）を廃止し、恒久化を要望する。

また、私立大学は、学部学生の約8割の学生を育成し、全国に数多く設置されていることから多くの社会人学生が在籍する。「学び続ける社会」の形成に向けて、私立大学で学ぶ社会人学生の受講費用等について、所得控除の拡大を図るなど、社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置を要望する。

さらに、天然資源に乏しいわが国が、今後も持続的発展を遂げるための方策は、多様な価値を追求する“一人ひとり”の生産性を向上させることをおいてほかにない。すべての学生等が家庭環境、経済的環境、さらには地理的環境等の要因によって進学を断念することなく、能力と希望に応じた教育を受けられる環境を整備しなければならない。そのためには教育費支出の大きい世帯の税負担の一層の軽減を図り、特に私立学校は、在学生の学費支弁者が当該私立学校に係る学費だけでなく、税を通じて国公立学校の在学生の学費についても二重に負担を強いられているという現状を踏まえ、私立学校への優遇措置として私立学校に対する教育費の所得控除制度の創設や教育費の負担軽減を目的とした特定扶養控除の拡充を要望する。

2. 学校法人に対する寄附促進のための措置の創設・拡充

(1) 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等

- ① 直系尊属からの寄附に係る税額控除限度額の撤廃（新規）
- ② 新入生を対象とする寄附金控除の対象範囲の拡大
- ③ 寄附金税額控除の対象法人となるための認定要件の撤廃
- ④ 寄附金控除の年末調整の対象化など手続きの改善
- ⑤ 寄附金所得控除限度額の拡大及び繰越し控除制度の創設
- ⑥ 寄附金控除適用下限額の撤廃

(2) 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

(1) 学校法人に対する寄附促進のための措置の拡充等

収入の過半を学生等からの納付金収入に依存する私立学校にあっては、寄附金収入による安定的な財源の確保は経営基盤の強化のためにも優先して取り組むべき課題である。寄附金収入は、卒業生や保護者、民間企業など多方面にわたる学校のステークホルダーとどの程度緊密な関係性を構築できているかを示すバロメーターともいえ、金額の多寡にかかわらず、寄附者の裾野の拡大を図ることにより、広く個人からの私立学校に対する寄附促進を図っていくことが、私立学校の教育研究の活性化及びこれを通じたわが国の成長にとって決定的に重要である。

平成27年度及び28年度の税制改正において、個人からの寄附に係る税額控除の対象法人となるための要件（P S T要件）に係る緩和措置が講じられたが、学生等の直系尊属からの寄附に関しては、還付を伴わない税額控除限度額の撤廃など、寄附者に対する新たな特例の措置を設け、寄附文化の醸成を図ることが重要である。

併せて、入学後の4月1日以降、新入生またはその保護者から受ける学校法人に対する任意（入学前に予約が行われていないもの）の寄附金（新入生のみを対象にしたもの）についても寄附金控除の対象とすることを要望する。

また、教育がもたらす社会的・経済的效果や、わが国の公共財ともいえるべき教育において私立学校が担っている重要な役割及び学校法人の明白な公共性に鑑み、各学校法人の規模や特性にかかわらず、すべての学校法人への個人寄附者が寄附に係る税額控除を受けることにより、とりわけ小規模な法人が寄附を一層集めることができるよう、引き続きP S T要件の撤廃を要望する。

寄附税制に係る措置の拡充や寄附控除の手続きの簡素化では、私立学校への寄附の拡大に結びつくことが考えられるとともに、少額寄附者・多額寄附者の拡大によって、わが国の寄附文化を醸成し、多くの国民から広く寄附を得られる環境を整えることが可能となる。学校法人への寄附金控除については、他の多くの控除が年末調整で手続きができるにもかかわらず、確定申告を行うこととされており、特に少額寄附者にとっては、その手続きの煩雑さや移動費等のコストが、税制優遇の効果を低めていると思われる。そこで、広く寄附者が税制優遇のメリットを享受できるようにし、より寄附を行いやすい環境の充実や寄附文化の醸成を図るため、年末調整による寄附金控除を可能とするなどの手続きの大幅な改善を要望する。

所得控除限度額の上限（所得の40%）については、米国並みの50%までに拡大するとともに、控除限度額の上限を超えた場合に5年間を限度に繰り越して控除すること、また現行の控除対象寄附金の適用下限額（2千円）の撤廃を要望する。この措置により、母校の教育研究活動に資するため多額の寄附をしようとする寄附意欲の高い卒業生など、潜在的な多額寄附者を掘り起こし、多額寄附の途を閉ざさない社会的環境の整備が促進され、米国の寄附税制と同程度の

措置を講ずることにより、国際的な競争環境が整備される。

(2) 若手・女性研究者奨励のための寄附税制の創設

日本私立学校振興・共済事業団では、私立大学が取り組む多様で特色ある教育・研究の次世代の担い手となる若手研究者や女性研究者が、自ら立案し自分で取り組む研究について、研究機会を創設することを目的とした「若手・女性研究者奨励金」事業を実施している。この事業は、今後のわが国の発展に不可欠となる人材の育成に資するものであり、こうした仕組みを社会全体の支援で実施することが重要であるという観点から、財源については寄附金で賄うこととし、社会に向け幅広く寄附募集に取り組んでいる。

本事業は、私立大学の教育・研究能力の向上と特色ある多様な教育・研究の発展に資することにより、わが国の発展に大いに寄与するものであり、平成30年度には、若手研究者奨励金31件、女性研究者奨励金31件、計62件の研究者を採択し、初めて資金交付を行ったところであるが、本制度の発展と充実を図るためには、「若手・女性研究者奨励金」に対し、企業等が意欲的に寄附を行う環境の構築が不可欠であることから、本奨励金への寄附については、法人の寄附金の全額が損金算入の対象となる等の指定寄附金として取り扱うことを要望する。

3. 学校法人の健全な財政基盤の確立に向けた優遇措置の創設・拡充

- ① 消費税に係る負担軽減のための特例措置の創設
- ② 資産運用収益に対する非課税措置等の維持・拡充
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う借入金に係る印紙税の非課税措置の創設

私立学校のさらなる財政基盤強化に向け、とりわけ消費税にかかわっては、税率の段階的な引き上げは私立学校全体に過重な負担増を強いることとなり、学校法人の経営に及ぼす影響は大きい。私立学校の教育研究の質を低下させないため、消費税に係る私立学校の負担を軽減するための特例措置の創設を要望する。

加えて、学校法人の資産運用収益（利子所得等）に対する非課税措置の維持・拡充など現行の特例措置の維持・拡充を要望する。

また、学校法人が日本私立学校振興・共済事業団を通じて借入れを行う際の契約書等に係る印紙税について非課税措置とすることを要望する。

4. 大規模災害により被災した学校法人の復興のための特例措置の拡充

平成30年度以降の復興財源確保の検討において、平成30年7月豪雨災害、熊本地震、東日本大地震等の大規模災害により被災した学校法人の復興支援を目的とした寄附の一層の促進に資する措置の創設を要望する。

被災した私立学校の入学者に対する教育費の税額控除制度の導入、さらに被災した学校法人の教育研究用の施設の建設費や備品等の購入に係る消費税の減免措置を講じる税制上の優遇措置の創設を要望する。

以上